

熊本市緑の基本計画推進委員会運営要綱

制定 令和4年4月 1日市長決裁

改正 令和5年4月 1日みどり政策課長決裁

令和8年3月16日みどり政策課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関条例(平成19年条例第2号)第3条の規定に基づき、熊本市緑の基本計画(以下「基本計画」という。)の推進に必要な事項を審議するため、熊本市緑の基本計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置するとともに、その組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 基本計画の推進に関すること。
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体に所属する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、3年とする。

4 委員は再任されることができる。

5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長がこれを指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を依頼し、又は助言等を求めることができる。

(書面審議)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は会議を招集する必要がないと認める案件を審議するときは、委員に書面を送付し審議することをもって会議に代えることができる。

2 前項に規定する書面による審議を行ったときは、委員長はその後に招集される最初の会

議において、審議の結果を報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市建設局森の都推進部みどり政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

2 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

3 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。